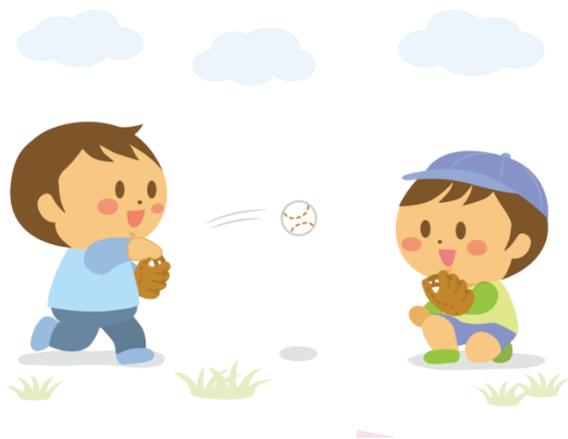


第1章

計画の策定にあたって



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



1 計画策定の背景

我が国では急速に少子化が進行しており、また子育ての孤立感や負担感の増加といった子育てをめぐる課題が山積していること等から、平成24年8月に「子ども・子育て支援法^(注)」などの「子ども・子育て関連3法^(注)」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度^(注)」がスタートしました。

しかし、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている等、個々人の結婚や出産、子育ての希望を阻む様々な要因が、複雑に絡み合っている状況にあります。

そして、これらの問題については、我が国における社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを、改めて社会全体で認識する必要があります。

このような中、令和5年4月に「こども基本法^(注)」が施行され、この法律に基づく「こども大綱^(注)」が策定されました。こども大綱^(注)は、これまで別々に推進されてきた「少子化社会対策基本法^(注)」、「子ども・若者育成支援推進法^(注)」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律^(注)」に基づく3つの大綱を一つに束ね、こども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められたものです。

また、「こども大綱^(注)」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会^(注)」の実現を目指しています。そして、次代の社会を担うすべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。



2 計画策定の目的

子ども・子育て支援事業計画は、幼児教育・保育等の「量」の確保と「質」の向上に努めるとともに、こども・若者の健全な育成や、支援が必要なこども・若者とその家庭への支援など、次世代を担うこども・若者を育成する家庭を社会全体で総合的に支援することにより、こどもや若者が心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

上田市では令和2年3月に、「子ども・子育て支援法^(注)」に基づく「第2次上田市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2次計画」という）」を策定し、すべてのこどもや子育て家庭を対象とし、一人一人のこどもの健やかな育ちを等しく保障し、「こどもの最善の利益^(注)」が実現される社会を目指してまいりました。

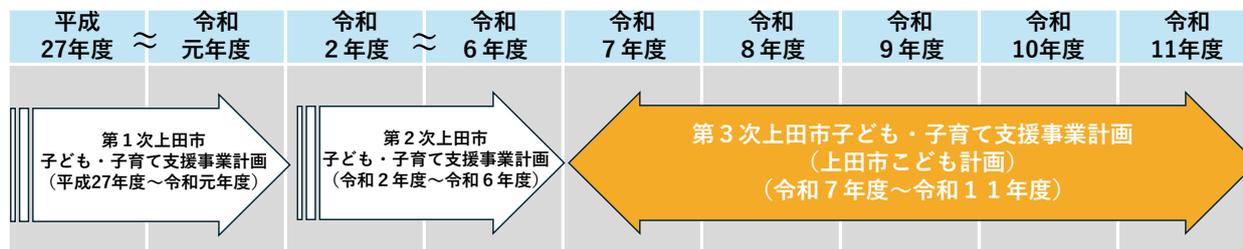
そして、令和6年度をもって第2次計画期間が満了することから、引き続き少子化対策と子育て支援を市政の重要な施策とし、切れ目のないこども・子育て支援に関する総合的な計画として「第3次上田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、本計画を「上田市こども計画」として位置付け、こども・若者施策を総合的に推進していきます。

3 計画の対象

本計画の対象は、上田市に居住（移住、定住）するすべてのこどもと子育て家庭、将来の父親・母親となる市民、若者、地域で子育て支援に携わる市民や団体、機関等とします。

4 計画の期間

第3次上田市子ども・子育て支援事業計画（上田市こども計画）は、第2次計画を引き継ぎ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

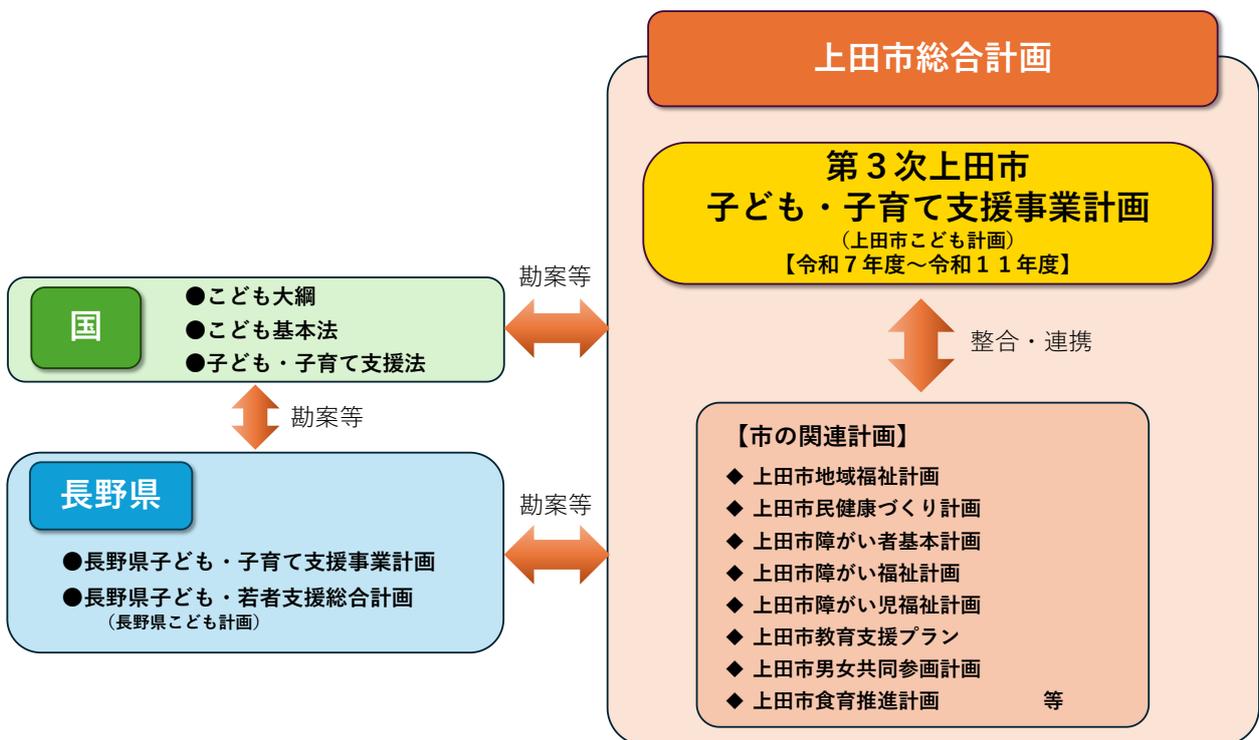


5 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法^(注)」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

また、本計画は、「次世代育成支援対策推進法^(注)」による「市町村行動計画」として策定するとともに、上田市総合計画のこども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けます。

さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律^(注)」による「市町村子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法^(注)による「市町村子ども・若者計画」を本計画と一体のものにするるとともに、「こども基本法^(注)」による「自治体こども計画^(注)」として位置付けます。





6 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」等（保護者及び子ども・若者へのアンケート調査）及び「子育て世代や子どもに対するワークショップ」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や、今後の利用希望などの把握を行いました。

(2) 庁内関係各課との協議・検討の実施

本計画を策定するにあたり、上田市で実施している事業について、現状と今後の事業の取組の方向性を決めるため、庁内関係各課による会議等を実施し、協議・検討を行いました。

(3) 上田市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、当事者等の意見を反映するため、市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上田市子ども・子育て会議」により審議しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたってはパブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

7 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。

SDGsでは、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な成果を実現するため、17の目標と169の達成基準から構成されています。

上田市では「上田市総合計画」において、SDGsを反映するものとして組み入れ、必要な目標や施策につなげるとしています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人として取り残さない」という考えは、上田市の未来を担うこども・若者一人ひとりの健やかな育ちを目指すもので、当計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。

このため、子ども・子育て支援施策を実施するにあたっては、地域や企業、関係団体など、社会におけるさまざまな関係者と連携しながら、SDGsの視点を踏まえて推進していきます。

